



第 52 回ドラゴンクラス全日本選手権大会 2025

2025 年 10 月 31 日(金)～11 月 3 日(土)

共同主催 日本ドラゴン協会
 一般社団法人関西ヨットクラブ
 新西宮ヨットハーバー株式会社
開催場所 新西宮ヨットハーバー沖

第 52 回ドラゴンクラス全日本選手権大会 2025

帆走指示書(SI)

[DP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは RRS60.1(a)を変更している。

1 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 レース公示と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合には、帆走指示書を優先する。

2 帆走指示書の変更

- 2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示する。

3 選手とのコミュニケーション

- 3.1 競技者への通告は、レース本部（関西ヨットクラブ事務所）南側ウエットバーに設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 レースオフィスは、兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1 に位置する一般社団法人関西ヨットクラブ事務所（電話：0798-26-0691、e-mail：office@kyc.or.jp）とする。
- 3.3 [DP] 最初の予告信号からその日の最終レースまで緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、3.4 項、3.5 項、18.2 項および 18.3 項の交信は除く。
- 3.4 水上でレース委員会は、デジタル簡易無線機で競技者をモニターし、交信を行う予定である。
- 3.5 レース委員会がゼネラル・リコール、又はリコール艇の有無、マーク変更の通知をデジタル簡易無線機で行う場合がある。ただし、送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりしたとしても、救済要求の根拠にならない。これは RRS 61.1 (a) を変更している

4 行動規範

- 4.1 [DP] 競技者および支援者は、レースコミッティーからの合理的な要求に応じなければならない。

5 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始時刻から抗議受付締切時刻の間、レース本部二階テラスのポールに掲揚する。
- 5.2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は（降下の時は音響一声）、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。

6 レース日程

- | | | | | |
|-----|---------------|-------------|-------------------|-------------------------|
| 6.1 | 10 月 31 日（金） | 13:00～16:00 | セール計測
インスペクション | (KYC 2F)
(ボートヤード・栈橋) |
| | | 13:00～17:00 | 体重計測
艇の下架 | (KYC 事務所) |
| | | 17:00～ | 艇長会議 | (KYC 2F) |
| | 11 月 1 日（土） | 09:00 | レースブリーフィング | (KYC ウエットバー) |
| | | 09:00～09:30 | 出艇申告/体重計測 | (未計測者) |
| | | 11:25 | 予告信号 | |
| | 11 月 2 日（日） | 09:00 | レースブリーフィング | (KYC ウエットバー) |
| | | 09:00～09:30 | 出艇申告/体重計測 | (未計測者) |
| | | 11:25 | 予告信号 | |
| | | 18:00～ | JDA 主催晩餐会 | (西宮神社会館) |
| | 11 月 3 日（月・祝） | 09:00 | レースブリーフィング | (KYC ウエットバー) |
| | | 09:00～09:30 | 出艇申告/体重計測 | (未計測者) |
| | | 10:55 | 予告信号 | |
| | | 16:00～ | 表彰式 | (KYC ウエットバー) |

- 6.2 本大会は 6 レースを予定する。
- 6.3 各日のレース数は 2 レースとするが、レースコミッティーの裁量によりこれを超える場合もある。
- 6.4 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する前に、音響信号 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 6.5 その日の続くレースを予定する場合、次の予告信号時刻をデジタル簡易無線機で連絡する場合がある。
- 6.6 レースの予定された最終日には、14:00 より後に予告信号を発しない。

7 クラス旗

- 7.1 クラス旗は DRAGON クラス旗を用いる。

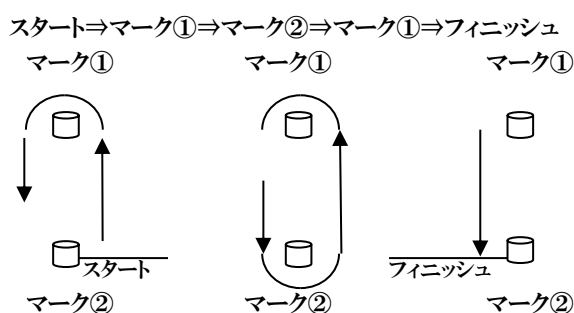
8 レース・エリア

- 8.1 レース・エリアは、新西宮ヨットハーバー沖、尼崎西宮芦屋港西宮防波堤（武庫川一文字防波堤）沖とする。SI 付属文書「レース・エリア図」にレース・エリアの位置を示す。

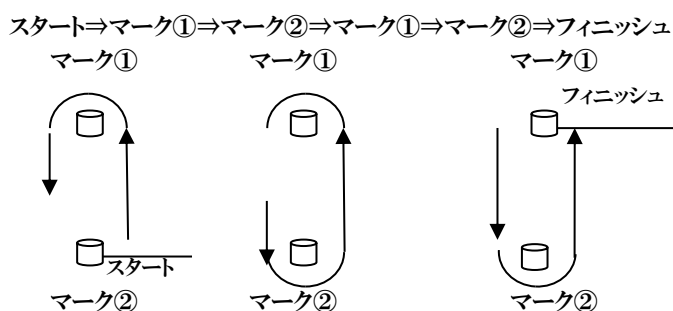
9 コース

- 9.1 コースは下図の通りとし、通過すべきマークの順序、及び各マークをどちら側で見て通過するかを含むコースを示す。

コース 1 : (4 レグ)



コース 2 : (5 レグ)



- 9.2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にコースを決める数字旗を掲揚する。
 数字旗 1 : コース 1 (4 レグ)
 数字旗 2 : コース 2 (5 レグ)
- 9.3 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10 マーク

- 10.1 マーク①（フィニッシュ・マークを兼ねる）およびマーク②（スタート・マークおよびフィニッシュ・マークを兼ねる）はピンク色の直径約 1m、高さ約 1.5m の涙滴型ブイを使用する。
- 10.2 SI 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は緑色の直径約 1.5m、高さ約 1.5m のトマト型ブイである。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11 スタート

- 11.1 レースは、RRS 26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、スタートさせる。
- 11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 11.3 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。
- 11.4 スタート信号時に艇体がスタート・ラインのコースサイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会は音響信号一声とともに X 旗を掲揚する。またリコール艇の有無の通信をデジタル簡易無線機で行う場合がある。艇は、レース委員会が送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりした間違いに基づいて、救済要求をすることはできない。これは RRS 61.1(a)を変更している。
- 11.5 スタート信号後 5 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは付則 A5 を変更している。
- 11.6 その日の次のレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R 旗の降下 (反復音響信号とともに) の、1 分後に発せられる。

12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは RRS 33 を変更している。
- 12.2 コースの次のレグを変更するために、レースコミッティーは新しいマークを設置し、実行出来れば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
- 12.3 マークを変更した場合は通信をデジタル簡易無線機で次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を通知する場合がある。

13 フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇の青色旗を掲揚したポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 13.2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとその回航マークとの間とする。
- 13.3 レースコミッティーが、その日の続くレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースの先頭艇フィニッシュ時に、R 旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14 ペナルティー方式

- 14.1 RRS 44.1 を変更し、『2 回転ペナルティー』を『1 回転ペナルティー』に置き換える。

15 タイムリミット

- 15.1 先頭艇フィニッシュ後 30 分の時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは RRS 35 と A4 を変更している。

16 審問要求

- 16.1 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレースコミッティーが、本日これ以上のレースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.2 審問要求の様式は、レース本部で入手できる。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問はレース本部にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 16.4 付則 T (調停) を適用する。

17 得点

- 17.1 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。
- 17.2 シリーズが成立するためには、3 レースを完了することが必要である。
- 17.3 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 17.4 (a) 完了したレースが、5 レース以下だった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。
(b) 完了したレースが、6 レースだった場合、艇のシリーズ得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
これは RRS A2 を変更している。

18 安全規定

- 18.1 [DP]衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は常に個人的浮揚用具を着用しなければならない。この項は RSS 第 4 章前文及び RSS 40 を変更している。
- 18.2 [DP]レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会に口頭または、デジタル簡易無線機等を用いて、レースコミッティーに伝えなければならない。
- 18.3 落水、負傷の発生、及び艇の破損等により外部の援助が必要な場合は、レース委員会の信号艇へデジタル簡易無線機または携帯電話を用い援助を要請することができる。
(信号艇電話連絡先：070-8942-4702)

19 装備と計測のチェック

- 19.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。
- 19.2 [DP] 水上でレース・オフィシャルに指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。

20 運営艇

- 20.1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。
- 20.2 PROTEST・JURY 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

21 [DP] 支援チーム

- 21.1 チーム・リーダー、コーチとその他の支援者は、最初にスタートする準備信号から、すべての艇がフィニッシュするまたはリタイアする、もしくはレースコミッティーが延期、ゼネラル・リコールまたは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。これに違反した場合、その支援チームに関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

22 賞

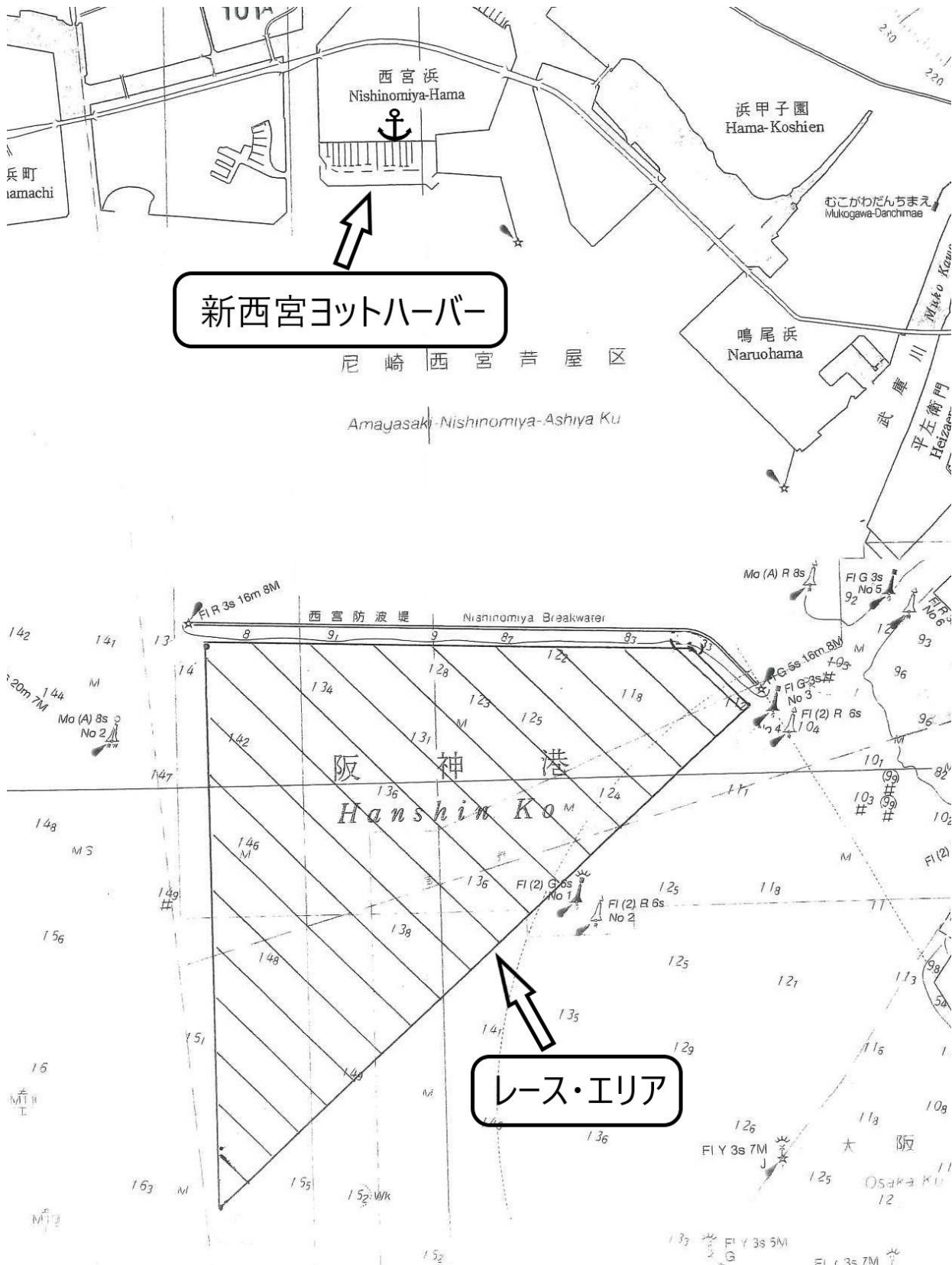
- 22.1 第 1 位～第 3 位までを表彰する。
- 22.2 山縣杯は最優秀成績をおさめた日本チーム艇に与えられる。

23 リスク・ステートメント

- 23.1 RRS 3 には「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

SI 付属文書「レース・エリア図」

レース・エリアを下記図の斜線部に示す。



参考距離：新西宮ヨットハーバー東出入口より西宮防波堤西端(赤灯台側)まで 約 2.1 海里

新西宮ヨットハーバー東出入口より西宮防波堤東端(白灯台側)まで 約 2.5 海里